第 20044 号

令和2年4月28日 在ガーナ日本国大使館 領事班 Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana P.O.Box GP1637, Accra, Ghana Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553 開館時間外 Phone: +233-(0)24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

## リベリアの新型コロナウイルス対策について(その8):

## 自宅待機措置等の期間延長(4月24日(金)から2週間)

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 4月24日(金), ウェア大統領が, 国家非常事態宣言の下で, 州を超えての移動は禁止とする措置, 及び, 必要最低限の用事での外出を除いては自宅に留まることを求める自宅待機(Stay at Home)措置を, 4月24日(金)よりさらに2週間延長すると発表しました。

(以下のプレスリリースを参照してください)

https://www.emansion.gov.lr/2press.php?news\_id=5144&related=7&pg=sp

2 なお、ウェア大統領が4月8日(水)に宣言した国家非常事態(State of Emergency)は、17日(金)、3週間の予 定から60日間に延長されて、議会に承認されています。

3 上記発表を踏まえ、十分に注意するとともに、状況は今後も変わり得るので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/000570860.pdf

(その2)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008743.pdf</u>

(その3)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100014622.pdf</u>

(その4)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018109.pdf</u>

(その5)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100022290.pdf</u>

(その6)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026758.pdf</u>

(その7)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100042749.pdf</u>